



- I. 競争法コンプライアンスプログラムに関する米国競争当局の大きな方針変更
- II. OECD 贈賄作業部会による日本に関するフェーズ 4 審査報告書の公表
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年
7月31日号

I. 競争法コンプライアンスプログラムに関する米国競争当局の大きな方針変更

執筆者: 勝部 純

1. はじめに

米国における競争当局である司法省(DOJ: Department of Justice)反トラスト局(Antitrust Division)は、2019年7月11日、競争法(反トラスト法)違反事件に関する刑事執行手続における、企業の競争法コンプライアンスプログラムの取扱いについて、大きな方針変更を公表した。すなわち、反トラスト局は、初めて、企業における競争法コンプライアンスプログラムを起訴段階で考慮することとなり、十分かつ効果的な競争法コンプライアンスプログラムを有する企業に対して、訴追延期合意(DPA: deferred prosecution agreement)の手続が適用される余地が出てきた。さらに、反トラスト局は、初めて、企業の競争法コンプライアンスプログラムの評価方法に関するガイドラインを公表した。以下詳述する。

2. 背景

企業において強固な競争法コンプライアンスプログラムが存在すれば、違反行為の芽を早期に摘むことができるだけでなく、反トラスト局の企業リニエンスー(leniency)ポリシーの下でリニエンスーの適用を受けることのできる可能性が高まるメリットがある。

リニエンスーが適用されれば、①企業の刑事訴追からの免責、②関与を認めた役職員の刑事訴追からの免責、③民事訴訟における法定の3倍額損害賠償請求の不適用等の利益を受けることができるが、リニエンスーの適用を受けることができるのは、最初に反トラスト局に対して申請を行いかつ他の要件を満たした1社のみであり、その競争に敗れた他社については、たとえ当該他社が捜査に協力したとしても、反トラスト局は、捜査協力と引換えに減刑を行うとして、罪状を認めるよう求めてきた。

反トラスト局のこれまでの方針は、「コンプライアンスプログラムは起訴段階においては評価してはならず、リニエンスーは政府に対して完全な開示を行った最初の企業に対してのみ適用される」というものであり、検察マニュアル(Justice Manual)にもその旨が記載されていた。その結果、企業が競争法コンプライアンスプログラムを有していることは、量刑段階において減刑事由として考慮されることはあっても、起訴段階において考慮されることはなかった。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

3. 大きな方針変更～起訴段階における競争法コンプライアンスプログラムの評価～

今般、反トラスト局は、企業が競争法コンプライアンスプログラムのために多くの投資を行っている事実を踏まえ、企業が更に競争法コンプライアンスプログラムに投資を行うことを企図して、起訴段階において、当該企業の競争法コンプライアンスプログラムの存在及び当該プログラムが十分かつ効果的か等の要素を評価する旨の方針変更を行った。

かかる新方針の下では、当該企業の競争法コンプライアンスプログラムが十分かつ効果的と評価される場合、その他の要素も考慮したうえで、リニエンシーの適用を受けられない企業について、訴追延期合意(DPA: deferred prosecution agreement)の手続が適用される余地が出てきた。なお、刑事訴追からの完全な免責は最初に申告を行いかつその他の要件を満たした企業に対してのみ付与されるため、引き続き、リニエンシーの適用を受けられない企業については、不起訴合意(NPA: non-prosecution agreement)の手続は適用されない。

4. 競争法コンプライアンスプログラムの評価方法に関するガイドラインの初公表

反トラスト局は、起訴段階及び量刑段階における企業の競争法コンプライアンスプログラムの評価方法に関するガイドライン(「Evaluation of Corporate Compliance Programs in Criminal Antitrust Investigations」)を初めて公表した。

同ガイドラインにおいては、検察官は、起訴段階において、企業の競争法コンプライアンスプログラムについて、以下の9要素を考慮するものとされている。

- ① プログラムの設計及び包括性(the design and comprehensiveness of the program)
- ② 当該企業におけるコンプライアンスの文化(the culture of compliance within the company)
- ③ 競争法コンプライアンスのための責任の所在及び投じられるリソース(responsibility for, and resources dedicated to, antitrust compliance)
- ④ 競争法リスク評価の技術(antitrust risk assessment techniques)
- ⑤ コンプライアンストレーニング及び従業員へのコミュニケーション(compliance training and communication to employees)
- ⑥ 継続的な検証、評価及び競争法コンプライアンスプログラムの改正を含む、監視及び監査の技術(monitors and auditing techniques, including continued review, evaluation, and revision of the antitrust compliance program)
- ⑦ 報告の仕組み(reporting mechanism)
- ⑧ コンプライアンスのインセンティブと懲罰(compliance incentives and discipline)
- ⑨ 改善の方法(remediation methods)

もともと、同ガイドラインにおいて、上記はチェックリストではなく、ケースバイケースで判断されるべきであるとされ、さらに、検察官は、下記3点の初期的質問を念頭に、上記各要素の分析を行うべきとされている。

- 1) 当該企業のコンプライアンスプログラムが競争法違反行為を禁止しているか?
- 2) 当該コンプライアンスプログラムが違反行為を発見し、速やかな報告を促進したか?
- 3) 違反行為に当該企業の経営陣がどの程度関与していたか?

5. おわりに

米国競争当局が、起訴段階において企業の競争法コンプライアンスプログラムについて評価するという大きな方針変更を行い、また、競争法コンプライアンスプログラムの評価方法に関するガイドラインを初めて公表したことは画期的であり、日本企業も、これを機に、独占禁止法遵守規程等の関連社内規程の再検証を行うことが望ましいと思われる。

かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

j.katsube@jurists.co.jp

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。

近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社が知るべき品質不正対応の4つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。

II. OECD 贈賄作業部会による日本に関するフェーズ 4 審査報告書の公表

執筆者: 山田 将之

OECD 贈賄作業部会は、2019年6月27日、日本に関するフェーズ 4 審査報告書を採用しました。同報告書では、2011年のフェーズ 3 審査報告書以降の外国公務員等贈収賄防止についての日本の取組みが概説・評価され、改善のための勧告がなされています。

同報告書において、日本の外国公務員等贈賄防止に対する努力は未だ不十分とされています。その一番の理由は、日本における外国員公務員等贈賄の摘発件数の少なさです。同報告書では、日本の捜査機関による情報収集・情報共有の不十分を指摘しているほか、任意捜査や自白を重視した捜査手法についても改善を求めています。また、2018年6月からスタートした協議・合意制度(日本版司法取引)については、調査協力のメリットを明確化することが提案されています。

法制度については、同報告書は、罰則が軽すぎることや公訴時効を延長すべきことなどを指摘しています。また、現行法では、日本企業の外国人従業員が国外で違反行為を行った場合に当該日本企業が処罰対象にならない点について、属人管轄権の改善を求めています。

一方で、同報告書は、2017年6月の組織犯罪処罰法の改正で、犯罪収益の没収の範囲を拡大して外国公務員等贈賄によって得られた利益を没収可能とし、また、犯罪収益の隠匿等も処罰対象としたことを歓迎するとしています。また、大企業を中心に内部通報制度が一般化されてきたこと、JICA や輸出信用機関によるデューデリジェンス及び違反発見時の対応等の取組みを歓迎すべきこととしているほか、捜査当局における意識の向上、経産省による情報発信等による民間企業における認知度向上などの点を評価しています。

摘発件数や捜査のあり方、罰則・公訴時効などは、いずれも日本の刑事司法の仕組み全体に関わるものであり、現状としてはやむを得ないと感じる点もあります。しかし、前回報告書(2011年)の時点から比べても日本社会において格段に反外国員公務員等贈賄の意識は高くなっており、本報告書も契機として、今後もさらにクリーンな社会に向けた取組みが進んでいくものと思われる。

やまだ まさゆき
山田 将之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

m2.yamada@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2012-2013年ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

【2019年6月11日】

日本監査役協会「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・前編」を公表

http://www.kansa.or.jp/support/el001_190611.pdf

会計監査人の監査基準の改訂により、会計監査人は、監査報告書において、監査役等と協議した事項の中から、監査上の主要な検討事項(KAM)を選定し、これを記載することが求められています(企業会計審議会、改訂監査基準、第四報告基準 二 2(2))。これを踏まえ、日本監査役協会は、KAM の選定に関する監査役への実務支援ツールとして、「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・前編」を公表しました。

【2019年6月20日】

経産省、消費生活用製品安全法に基づくリコールの実効性改善に関する検討会報告書を公表

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/recall_sochi/20190620_report.html

同報告書は、消費生活用製品安全法に基づくリコールの課題を、以下のとおり分析しています。

- ① リコール開始から相応の年数が経過しても、見かけ上の実施率が上昇しない事案において、事業者が、消費者から誤った評価を受けかねないこと
- ② 流通チャネルの多様化、国内外の多様な製造・輸入事業者の参入等により、製品事故の原因分析やリコールの実施が困難となること
- ③ リコールに係る費用負担が、事業者にリコールを躊躇させており、特に中小企業において、リコール保険を活用する必要性があること

これらの課題を受け、同報告書は、リコール・ハンドブックや、経産省のウェブサイト(製品安全ガイド)等において、以下の方針を明確にすることを提言しています。

【①への対策】

既に廃棄され市場に存在しない台数を、「リコール実施済み」として実施率に反映できる仕組みの構築

【②への対策】

インターネット・モール事業者に対し、原因調査等に対応しない出品者(輸入・製造事業者)を、消費生活用製品安全法に違反したおそれのある事業者として通知する仕組みの構築

【③への対策】

産業界と連携した適切なリコール保険の検討

【2019年6月20日】

証券取引等監視委員会、2018年度の「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20190620.htm>

証券取引等監視委員会は、2018年度において、金融商品取引法違反となる不公正取引に関し、課徴金納付命令の勧告を行った事案を取りまとめ、事例集として公表しました。同事例集に記載されている2018年度の課徴金勧告事案の特徴は以下のとおりです。

- ① インサイダー取引
 - ・ 重要事実として、「会社の分割」、「事業の譲渡」を初適用
 - ・ 公開買付対象者の役員自らが、公開買付者の役員から伝達を受けた公開買付け等事実を、第三者に伝達した事案を勧告
 - ・ 取引推奨規制違反のみを行った事案を複数勧告
- ② 相場操縦
 - ・ 対当売買手法による相場操縦の発覚を避けるため、売り注文と買い注文を異なる証券会社から発注していた事案を複数勧告
 - ・ 見せ玉手法による相場操縦の発覚を避けるため、見せ玉を全部取り消さずに一部を約定させるなどしていた事案を勧告
 - ・ 過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者による2回目の相場操縦事案を勧告

③ 偽計

- ・ 他の投資家の売買を誘引する目的で行う一般的な見せ玉とは異なり、他の投資家の売買を排除する目的で行う、誘引目的が認められない特殊見せ玉を用いた手法による偽計事案を複数勧告

【2019年6月21日】

金融庁、「金融分野のサイバーセキュリティレポート」を公表<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621-cyber.html>

金融庁は、2018年10月に改訂した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」¹に基づく取組みにおいて、把握した実態や課題等を取りまとめたレポートを公表しました。同レポートの概要は以下のとおりです。

① 平時のサイバー対策

- ✓ 中小金融機関等
地域銀行及び信用金庫・信用組合に関しては、脆弱性診断・ペネトレーションテストの必要性が十分浸透していなかった。また、証券会社等に関しては、依然として取組みに未着手であり、停滞状態となっている企業が多く見られた。
- ✓ 大手金融機関
3メガバンク以外の大手金融機関に関し、グループ・グローバルでの一元的な管理態勢や、脆弱性対応に改善の余地が見られた。

② 有事のサイバー対策

- ✓ 中小金融機関等
インシデント対応時における委託先との連携や顧客対応等が不十分、インシデント対応に必要な人員が確保できていないなどの課題が認められた。
- ✓ 大手金融機関
「TLPT(脅威ベースのペネトレーションテスト)」等を活用し、その深度を更に深めていく必要がある。

【2019年6月21日】

金商法施行令、企業内容等の開示に関する内閣府令及び企業内容等開示ガイドラインが改正<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190621.html>

改正の概要は以下のとおりです。

- ① 株式報酬に係る開示規制の見直し(改正金商法施行令、改正企業内容等の開示に関する内閣府令及び改正企業内容等開示ガイドライン)
(1)交付対象者が発行会社等の役員等に限られていること、及び(2)発行する株式に譲渡についての制限に係る期間が設けられていることを条件に、当該譲渡制限付株式の募集又は売出しについては、ストック・オプションと同様、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とする。
- ② 監査人の異動に関する臨時報告書記載事項の見直し(改正企業内容等の開示に関する内閣府令及び改正企業内容等開示ガイドライン)
監査人の異動の理由及び経緯に関する監査役等の意見や当該異動する監査人の意見を臨時報告書の記載事項とする。また、監査人の異動に関しては、実質的な理由及び経緯を詳細に記載する。

①の改正については2019年7月1日付で、②については同年6月29日付で、それぞれ施行されています。

¹ 同方針の内容については、[本ニューズレター2018年10月号](#)(金融庁、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を改訂)をご参照下さい。

【2019年6月26日】

公取委、2018年度の独占禁止法に関する相談事例集を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190626soudanjireisyu.html>

掲載されている主な相談事例は以下のとおりです。

- ① 出資会社の競争者に対する取引拒絶
デジタルコンテンツの卸販売業者が、出資会社の意向を踏まえて、出資会社の競争者である配信業者に対して、新規格により制作されたデジタルコンテンツの卸販売を拒絶することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答
- ② 電子部品メーカーによるライセンス条件の設定
電子部品メーカーが、電子部品の製造特許等のライセンスを行うに当たって、ライセンスの相手方との交渉を踏まえて、競合品の製造を禁止すること又は競合品の製造に係るライセンス料率を高額にすることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答
- ③ 競合する運送事業者による共同輸送
運送事業者11社が、ドライバーの労働環境の改善及び効率的な輸送の実現のため、幹線輸送の一部区間において、大型の貨物自動車による共同輸送を実施することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答

【2019年6月28日】

経産省、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190628003/20190628003.html>

同指針の概要は以下のとおりです。

- ① グループ設計の在り方
 - ・ グループ本社が、権限配分等の基本的な枠組(共通プラットフォーム)を構築した上で、子会社の規模・特性等に応じてリスクベースでの子会社管理・監督を行うべきである。
 - ・ 権限委譲を進めた場合の子会社経営に対する結果責任を問える仕組みの構築、業務プロセスの明確化やグループ共通ポリシーの明文化等についても検討すべきである。
- ② 内部統制システムの在り方
 - ・ 第1線(事業部門)、第2線(管理部門)及び第3線(内部監査部門)がそれぞれお互いを牽制しあいながら、企業のガバナンスやリスク管理、内部統制環境を構築することが必要である。特に第2線における第1線に対する牽制機能の確保と第3線の客観性を担保するための実質的な独立性確保が重要である。
 - ・ グループ本社が主導し、グループ全体として取り組む内部通報制度の整備が重要である。その際、子会社における不祥事についても、グループ本社の内部通報窓口や監査役等で直接受け付ける体制とすることも有効である。
- ③ 上場子会社に関するガバナンスの在り方
 - ・ 上場子会社の独立社外取締役については、10年以内に親会社に所属していた者を選任しないこととすべきである。
 - ・ 上場子会社の取締役会における独立社外取締役の比率を高めること(1/3以上又は過半数等)を目指すことが基本であるが、それが直ちに困難な場合においても、重要な利益相反取引については、独立社外取締役又は独立社外監査役を中心とした委員会で審議・検討を行う仕組みを導入することが検討されるべきである。

【2019年6月28日】

金融庁、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」の公表について

https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_report.html

金融庁は、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」と題する報告を公表しました。この報告は、金融庁が2018年10月15日付けで公表した「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」に対し、具体的な事例やそこから抽出される課題等、金融機関が採るべき対応の参考に資する情報の積極的な公表を望む意見が多数寄せられたことを踏まえて作成されたものであり、金融庁が主要金融機関との対話やモニタリングを通じて把握したコンプライアンス・リスク管理に関する傾向等をその内容としています。

同報告において、金融庁は、経営陣を含む役員が法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発想にとどまっている事例や、経営陣の一部が幅広い観点からコンプライアンス・リスクを捕捉及び把握しようとしても、その姿勢が本部各部や

営業店の役職員にまで浸透していない事例等を課題として認識した上で、金融庁として、金融機関との対話、情報発信等を継続していく旨を述べています。

【2019年7月10日】

公取委、「業務提携に関する検討会」報告書を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jul/190710.html>

公正取引委員会は、2019年7月10日、「業務提携に関する検討会」の検討結果をまとめた報告書を公表しました。本報告書は、業務提携における独占禁止法の適用可能性等をまとめたものですが、あくまで上記検討会の見解を示すものであり、公正取引委員会の正式な見解を示すものではないとされています。

上記報告書で示された主な考え方は、以下のとおりです。

- ・ 水平的な業務提携については、以下の①及び②の観点から、事業活動の一体化が競争に与える影響を評価した上で、更に③業務提携に伴う提携当事者間の取決めが競争に与える影響を評価し、競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法上問題となり得る。
 - ① 提携当事者間の事業活動が一体化されることにより、提携当事者間の競争がどの程度制限されるか。
 - ② 提携当事者間の競争が制限される場合、それにより、市場にどのような影響が及ぶか。提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性はあるか。
 - ③ 業務提携実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めがなされているか(優越的地位の濫用や不当な取引制限への該当性)。
- ・ 垂直的・混合的な業務提携についても、同様に、以下の①及び②の観点から、事業活動の一体化が競争に与える影響を評価した上で、更に③業務提携に伴う提携当事者間の取決めが競争に与える影響を評価する。
 - ① 提携当事者間での閉鎖性・排他性が生じるか。提携当事者間での情報交換により、競争事業者の行動が予測しやすくなるか。
 - ② (提携当事者間での閉鎖性・排他性や競争者の行動に係る予測可能性が生じる場合)市場全体に閉鎖性・排他性が生じるか。提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性はあるか。
 - ③ 業務提携実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めがなされているか(優越的地位の濫用や不当な取引制限への該当性)。

【2019年7月16日】

公取委、個人情報収集に関するガイドラインを策定予定

2019年7月16日朝日新聞

2019年7月16日朝日新聞によれば、公取委は、2019年8月にも、巨大IT企業による個人情報収集について、①本人に目的を知らずに個人情報を取得した場合、②サービス提供に必要な範囲を超えた個人情報を、本人の意に反して取得、利用した場合、又は③安全管理のために必要な措置を取らずに個人情報を取得、利用した場合には、優越的地位の濫用に当たるとして、独禁法違反となり得る旨のガイドラインを策定する方針とのことです。公取委は、同ガイドラインについて、年内の実施を目指しているとのことです。

【2019年7月19日】

公取委、「競争とデジタル経済」に関するG7競争当局の共通理解を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jul/190719.html>

G7競争当局は、2019年1月、本年のG7サミットの議長国であるフランス政府の要請を受け、デジタル経済により生じる競争上の課題について議論してきましたが、2019年6月5日、G7競争当局間の共通理解について合意しました。公取委は、同年2019年7月17日及び18日に、上記共通理解を公表しました。

公表された共通理解の内容は下記のとおりです。

- ① イノベーション及び成長に関するデジタル経済の恩恵
厳正な競争政策の遂行によって、デジタル化によるイノベーション及び成長に係る便益増進が図られると同時に、デジタル

市場における消費者厚生や信頼が守られる。

- ② 既存の競争法制の柔軟性及び妥当性
競争法は、その指導原則や究極目標を大がかりに変更することなく、デジタル経済に係る課題に適応でき、適応している。
- ③ 競争唱導活動及び競争評価の重要性
政府は、デジタル市場における又はデジタル企業と非デジタル企業間における競争について、関連施策・規制が不必要に制限していないかどうか分析すべきである。
- ④ 国際協力の必要性
競争法執行に係る国際協力及び法適用に係る国際的な取れんをさらに促進していくことが重要である。

【2019年7月22日】

警察庁、道路交通法施行令改正案を公表

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120190013&Mode=0>

警察庁は、2019年5月に、自動運転システムについての規定を含む改正道路交通法が成立したことを踏まえて、道路交通法施行令改正案を公表し、2019年8月20日を期限としてパブリックコメントの募集を開始しました。

道路交通法施行令改正案の概要は以下のとおりです。

- ① 自動運転について
 - ・ 条件を満たさない状況で自動運転装置を使用した場合、又は走行データを正確に記録できない状況で運転した場合、大型車は1万2000円の罰金、普通車は9000円の罰金を科す(道交法25条1項、同法施行令45条、別表第6の16項)。
- ② ながら運転の禁止
 - ・ 携帯電話やスマートフォンを手に持って運転を行った場合、大型車は2万5000円の罰金、普通車は1万8000円の罰金を科すこととし、大型車は7000円、普通車は6000円という現行制度から大幅に引き上げた(道交法25条1項、同法施行令45条、別表第6の6項)。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士
ke.matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。